



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月8日火曜日 第1953号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	438
一部事務組合の解散.....	438
指定自立支援医療機関の指定.....	438
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	438
指定相談支援事業者の指定.....	439
指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し.....	439
指定居宅サービス事業者の指定の取消し.....	439

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	439
基本測量の終了の通知（2件）.....	440
道路の区域変更（県道関屋今井線）.....	440
道路の供用開始（県道壬生川丹原線外）.....	440
公聴会の開催（3件）.....	440

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第571号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油（免税・JIS K2204 2号） 100リットル当たりの単価 約 457,000リットル	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成20年3月26日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二 丁目9番12号	8,600円	一般競争入札	平成20年2月15日

### ○愛媛県告示第572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 組合の名称

- 八・西衛生事務組合
- 2 組合の事務所的位置  
八幡浜市保内町喜木1番耕地5番地2
- 3 組合の解散年月日  
平成20年3月31日

### ○愛媛県告示第573号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
有限会社エンゼル調剤薬局	松山市余戸中一丁目2-27	有限会社エンゼル調剤薬局	精神通院医療（薬局）	平成20年4月1日

### ○愛媛県告示第574号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200299	社会福祉法人 来島会	今治市登畑甲345番地1	越 智 一 博	就労継続支援A型	ステップ	今治市衣干町二丁目16番地29番地	平成20年4月1日

○愛媛県告示第575号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3831000074	社会福祉法人 中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	古川 滋	指定相談支援事業所くりのみ	伊予市中山町出洲2番耕地125番地1	平成20年4月1日

○愛媛県告示第576号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	取 消 し に 係 る 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		取 消 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100846	有限会社 ケアサポートゆう	松山市森松町645番地2	森 長 寿	居宅介護	有限会社 ケアサポートゆう	松山市森松町645番地2	平成20年5月31日
3810100846	有限会社 ケアサポートゆう	松山市森松町645番地2	森 長 寿	重度訪問介護	有限会社 ケアサポートゆう	松山市森松町645番地2	平成20年5月31日

○愛媛県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 開 設 者 の 名 称 又 は 氏 名	開 設 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 所 又 は 住 所	サ ー ビ ス の 種 類	取 消 し に 係 る 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		取 消 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3870106550	特定非営利活動法人 ケアサポート優	松山市森松町645番地2	訪問介護	特定非営利活動法人 ケアサポート優	松山市森松町645番地2	平成20年3月31日

○愛媛県告示第578号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

八幡浜市  
八幡浜市北浜一丁目1番1号  
代表者 八幡浜市長 高橋英吾  
八幡浜市1557番地の1

2 埋立区域

(1) 位置

八幡浜市大島字本浦2番耕地119番から同市大島字キシカウラ2番耕地117番1に至る地先公有水面

(2) 区域

次の点から点までを順次直線で結んだ線並びに点と点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）

の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市大島字本浦3番耕地364番の大島漁港第15物揚場に設置された金属錐HT1）は、北緯33度23分15秒、東経132度20分30秒の地点

点は、基点から真北191度05分27秒210.00メートルの地点

点は、点から真北17度17分58秒12.30メートルの地点

点は、点から真北55度26分19秒8.19メートルの地点

点は、点から真北107度38分37秒7.76メートルの地点

点は、点から真北196度55分39秒0.19メートルの地点

点は、点から真北107度37分48秒0.50メートルの地点

点は、点から真北18度48分43秒0.19メートルの地点

点は、点から真北107度26分56秒16.50メートルの地点

点は、点から真北195度54分17秒0.19メートルの地点

点は、点から真北107度17分55秒0.49メートルの地点

点は、点から真北17度35分08秒0.19メートルの地点

点は、点から真北107度30分16秒20.00メートルの地点

点は、点から真北230度13分44秒40.90メートルの地点

(3) 面積

1,078.73平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年7月12日 愛媛県指令16港第78号

4 しゅん功認可年月日  
平成20年 4 月 8 日

○愛媛県告示第 579 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 4 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成19年 6 月 1 日から  
平成20年 3 月25日まで

3 作業地域 西条市

○愛媛県告示第 580 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 4 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成19年12月10日から  
平成20年 3 月25日まで
- 3 作業地域 上浮穴郡久万高原町

○愛媛県告示第 581 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	関屋今井線	西条市丹原町今井342番 7 地先から 同町今井339番 5 まで	旧	メートル 10.0～11.9	キロメートル 0.035	
			新	13.6～18.0	0.035	

○愛媛県告示第 582 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町今井239番 4 から 同町今井351番 4 まで	平成20年 4 月 8 日
"	石鎚丹原線	西条市丹原町池田1826番 6 から 同町今井370番 3 まで	"
"	"	西条市丹原町今井361番 3 から 同町今井352番 5 まで	"
"	関屋今井線	西条市丹原町今井342番 7 地先から 同町今井339番 5 まで	"

○愛媛県告示第 583 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第 1 号）第 2 条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年 4 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成20年 4 月23日（水）午後 1 時30分から

2 場所 大洲市大洲690番 1

大洲市役所 2 階大ホール

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

大洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案  
について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マ

スタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

#### 4 公述の申出等

##### (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(大洲都市計画区域及び長浜都市計画区域内の住民ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

##### (2) 申出の期限

平成20年4月18日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

##### (3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課  
(電話 089 912 2738)

#### ○愛媛県告示第584号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成20年4月24日(木)午後2時から

2 場所 西条市明屋敷164番地  
西条市庁舎別館4階41会議室

#### 3 公聴会の案件及びその概要

##### (1) 案件

西条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について

##### (2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

#### 4 公述の申出等

##### (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(東予広域都市計画区域内の住民及び利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

##### (2) 申出の期限

平成20年4月18日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

##### (3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

(電話 089 912 2738)

#### ○愛媛県告示第585号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年4月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成20年4月25日(金)午後2時から

2 場所 新居浜市繁本町8番65号  
新居浜市民文化センター3階視聴覚教室

#### 3 公聴会の案件及びその概要

##### (1) 案件

新居浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について

##### (2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

#### 4 公述の申出等

##### (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(東予広域都市計画区域内の住民及び利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

##### (2) 申出の期限

平成20年4月18日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

##### (3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課  
(電話 089 912 2738)